

平成 2 0 年度健康保険法等の一部改正に伴う
診療（調剤）報酬請求方法の変更について

平成 2 0 年 4 月

神奈川県国民健康保険団体連合会

平成 20 年 4 月 1 日

保険医療機関 各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

健康保険法等の一部改正に伴う診療（調剤）報酬請求方法の変更について

平素より本会審査支払業務に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年度の健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成 20 年 4 月診療分（5 月請求）より国民健康保険の保険給付の変更及び新たに後期高齢者医療制度が創設されました。これに伴い紙明細書での診療（調剤）報酬請求方法は下記のとおりとさせていただきます。お手数をお掛けいたしますがご協力をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記の事務担当までご連絡ください。

記

請求書様式について

国民健康保険の請求書は保険給付割合等の表記が一部変更されますが、お手元にある請求書（旧請求書）は 4 月診療分以降もご使用できます。

後期高齢者医療は単独の新請求書（別紙参照 1）でご請求ください。

請求書用紙の色に変更はありません。国民健康保険・後期高齢者医療ともに現行の浅黄色（紀州の色上質紙）・ライトブルー（PPC 用紙）の用紙でご請求ください。

後期高齢者医療の請求書は、4 月下旬までに国保連合会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、横浜市を除く市町村及び川崎市各区役所の窓口で入手できます。

請求書記載上の留意点について

健康保険法等の一部改正に伴い、請求書を記載の際は下記の点にご留意ください。

乳幼児の患者負担軽減（2 割）措置が 3 歳未満から義務教育就学前に拡大されたことにより、請求書 6 歳未満欄（一般被保険者は区分 81・82、退職被保険者は区分 87・88）にこれに係る請求分を記載します。旧請求書では 3 歳未満欄にこれを記載します。ご提出前に当該請求分の年齢をご確認ください。

70 歳以上の前期高齢者 8 割欄（請求書区分 61・62）に、前期高齢者（一般）8 割分、月遅れ 9 割請求分を合算します。旧請求書では前期高齢者 9 割欄にこれを記載します。

なお、前期高齢者（一般）8 割分は平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 1 年間、1 割負担に据え置く措置が取られます。窓口にて高齢受給者証のご確認をお願いします。

現行の退職者医療制度は原則平成 20 年 4 月に廃止され、平成 26 年度までの間 65 歳未満の退職者を対象にして制度を存続させる経過措置が講じられます。

- ・平成 20 年 4 月診療分より退職者医療で 65 歳以上の方の請求は生じません。退職者医療

から国民健康保険に移行される被保険者には、新たに国保の被保険者証が交付されます。窓口にて被保険者証をご確認ください。

- ・請求書の退職者高齢者（７０歳以上）欄（請求書区分５５・５６・６５・６６）の請求は平成２０年３月診療分までとなります。提出前に平成２０年４月以降診療分がないことをご確認ください。

老人保健制度は、後期高齢者医療制度の創設に伴い廃止されました。老人保健欄（請求書区分７５・７６・７７・７８）での請求は、平成２０年３月診療分までの月遅れ分、過誤等による再請求分のみとなります。平成２０年４月以降の診療分で老人保健での請求は生じません。提出前に平成２０年４月以降診療分がないことをご確認ください。

平成２０年４月より肝炎治療特別促進事業として、インターフェロン治療に係る医療費が助成されます。この請求が生じた場合は再掲欄に新たに「肝炎コード３８」を追加記載し件数を再掲してください。

上記に係る給付割合等の変更内容は、連合会で今後配布します請求書ではこうした点を訂正いたします。

後期高齢者医療の請求について

請求書は各都道府県広域連合を単位に１枚となります。後期高齢者医療の神奈川県代表広域連合保険者番号は「３９１４０００９」となります。請求書には予め「３９」を印刷しておりますので６桁の枠内に「１４０００９」とご記入ください。

上記のとおり県内分請求書には県内後期高齢者被保険者分をすべて１枚の請求書にまとめます。国民健康保険分のように保険者ごとに分けて請求書は付けません。但し、旧総合病院につきましては、診療科ごとに請求書を添付してください。

なお、明細書を保険者番号又は被保険者証番号等で番号順にする必要はありません。

神奈川県以外の都道府県の請求分に記載する６桁の都道府県別代表広域連合保険者番号は別紙２のとおりです。

後期高齢者医療の請求分の中に「２７」の老人保健分（月遅れ請求分等）を含めないようご注意ください。国民健康保険診療報酬請求書老人保健欄に記載して下さい。

後期高齢者被保険者分と公費併用明細書の再掲欄記載方法は、老人保健の記載方法と同様です。なお、老人保健の廃止に伴い老人保健と原爆（１９）の併用は特記事項欄に「１３」と記載していたものは、「公費負担者番号」に「１９１４６０１８」（神奈川県の場合）と受給者番号を記載してください。特記事項欄に「１３」の記載は不要です。

編綴方法について

請求書の編綴方法につきましては、別紙３をご参照ください。

総括票の記載方法は従来どおりです。国民健康保険分、後期高齢者医療分を合算して１ヶ月１枚に集計してください。

以 上

事務担当 審査第一部審査第一課
045(329)3411

平成 年 月分診療報酬請求書（医科・歯科）

広域連合 3 9 殿

診療科

医療機関コード

下記のとおり請求する。

保険医療機関の
所在地及び名称

平成 年 月 日

開設者氏名



後期高齢者医療

区 分			療 養 の 給 付				食 事 療 養 ・ 生 活 療 養				
			件 数	実日数	点 数	一部負担金	区分	件 数	回 数	金 額	標準負担額
7 後期 高齢 割	請求	入院	75				74				
		入院外	76								
	※決定	入院	75				74				
		入院外	76								
9 後期 高齢 割	請求	入院	77				79				
		入院外	78								
	※決定	入院	77				79				
		入院外	78								

再掲 (公費)	法別名	コード	件 数	法別名	コード	件 数	法別名	コード	件 数	法別名	コード	件 数
	結 核	10		療 介	24		障 施	79				
	命 入	11		感 染	28		障 害	80				
	更 生	15		新感染	29		親	85				
	原 爆	19		肝 炎	38		成・成ぜ	89				
	措 入	20		特 定	51							
	精 通	21		児 福	53							
	麻 薬	22		石 綿	66							

再掲 (特記事項)	法別名	コード	件 数
	公	01	
	長	02	
	長 処	03	
	減 免	08	
	経 過	15	
	長 2	16	

備 考

1. 公費は7割・9割を合算して記入してください。
2. 再掲欄の長欄は、公費の長を含めて記入してください。
3. ※欄は記入しないでください。

※増減91

※返戻92

※ 高 額 療 養 費

件数

金額 円

後期高齢者医療広域連合番号

都道府県名	広域連合番号	都道府県名	広域連合番号
北海道	39010004	滋賀県	39250006
青森県	39020003	京都府	39260005
岩手県	39030002	大阪府	39270004
宮城県	39040001	兵庫県	39280003
秋田県	39050000	奈良県	39290002
山形県	39060009	和歌山県	39300009
福島県	39070008	鳥取県	39310008
茨城県	39080007	島根県	39320007
栃木県	39090006	岡山県	39330006
群馬県	39100003	広島県	39340005
埼玉県	39110002	山口県	39350004
千葉県	39120001	徳島県	39360003
東京都	39130000	香川県	39370002
神奈川県	39140009	愛媛県	39380001
新潟県	39150008	高知県	39390000
富山県	39160007	福岡県	39400007
石川県	39170006	佐賀県	39410006
福井県	39180005	長崎県	39420005
山梨県	39190004	熊本県	39430004
長野県	39200001	大分県	39440003
岐阜県	39210000	宮崎県	39450002
静岡県	39220009	鹿児島県	39460001
愛知県	39230008	沖縄県	39470000
三重県	39240007		

診療（調剤）報酬請求書及び明細書の編綴方法

国民健康保険及び後期高齢者医療に係る診療報酬請求書等の編綴方法は、次のとおり編綴し提出してください。

注 1 . 後期高齢者医療の請求書は県単位で 1 枚となります。
但し在宅時医学総合管理料等を算定した明細書とその他の明細書の請求はそれぞれ別の請求書を使用します。

注 2 . 明細書の編綴の順は請求書区分の順序とします。

国保（保険者単位）

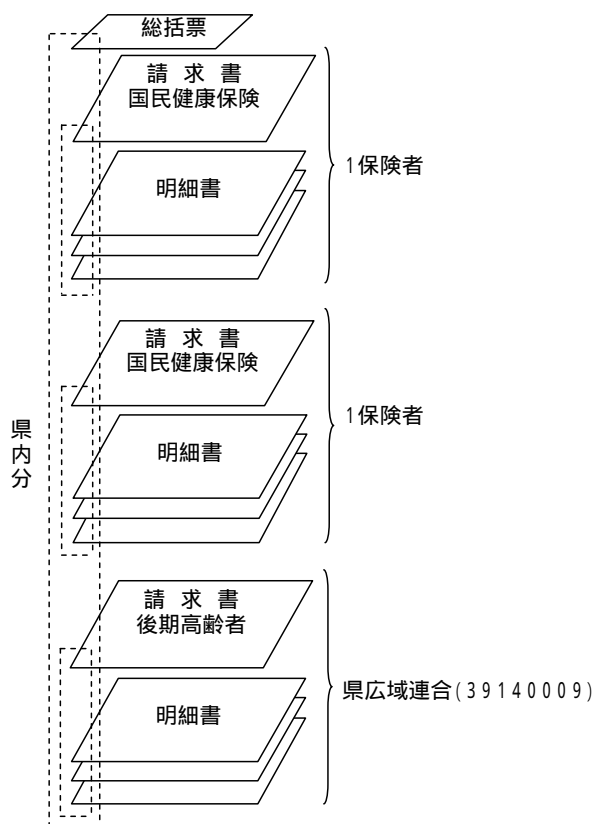
請求書（浅黄色・ライトブルー）

明 細 書			
一般被保険者	7 割	入院	明細書
		外来	明細書
	障害	入院	明細書
		外来	明細書
	七〇歳以上	7 割	入院 明細書 外来 明細書
		8 割	入院 明細書 外来 明細書
退職者	本人	7 割	入院 明細書 外来 明細書
		障害	入院 明細書 外来 明細書
	被扶養者	7 割	入院 明細書 外来 明細書
		障害	入院 明細書 外来 明細書
	六歳未満	8 割	入院 明細書 外来 明細書
		8 割	入院 明細書 外来 明細書

保険者ごとにひも綴じ

編綴方法

県内分と県外分の 2 区分で各々とじ込みます。

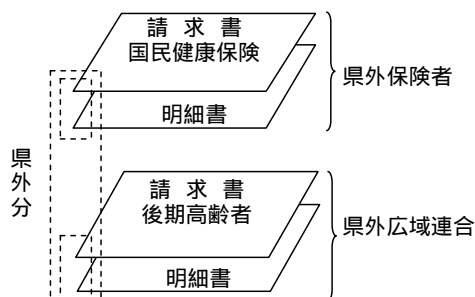


後期高齢者医療（県単位）

請求書（浅黄色・ライトブルー）

明 細 書			
後期高齢	7 割	入院	明細書
		外来	明細書
	9 割	入院	明細書
		外来	明細書

県単位でひも綴じ



病院関係の請求に関しましては、入院分・外来分を分けて、請求書を添付してください。
全国組合（133033、133298）は県外分として綴じこんでください。
連合会への提出時は県内分と県外分を輪ゴムでとめ提出してください。

<留意事項>

- 1 . 総括票（受領書）の集計は、国民健康保険分と後期高齢者分を合算し記載してください。
- 2 . 特別療養費の明細書は別綴じにし、総括票及び請求書には件数・点数等は合算しないで提出してください。
- 3 . 福祉助成事業の医保併用請求分（2 枚複写の明細書）は、この綴じ込みの中には入れないで提出してください。
- 4 . 旧総合病院の請求は、後期高齢者医療分も診療科別に請求書を添付し請求してください。